# 小石川後楽園

こいしかわこうらくえん

開園　昭和 13 年（1938）4 月 3 日　　所在地　文京区後楽 1-6-6
開園面積　70,847.17 ㎡（平成 27 年 7 月 1 日現在）



円月橋



雪吊り

小石川後楽園は、江戸時代初期の寛永 6 年（1629）に水戸徳川家初代藩主・徳川頼房が中屋敷（明暦の大火後に上屋敷となる）に築造し、2 代藩主・光圀の修治により完成した大名庭園として現存する最古の庭園です。

小石川台地の南端に位置する起伏に富んだ地形と自然林を活かし、日本各地の景勝を模した創設者頼房の庭造りを受け継ぎ、光圀の代に儒教的思想を反映させた中国趣向が取り入れられました。日本と中国の名所や古典になぞらえた見所を配した「後楽園」は、造園当時から、明るく開放的な六義園と好対照をなしています。

園内は、「大泉水」の「海」の「景」を中心に、これをめぐる周囲に「山」「川」「田園（村里）」などの「景」が連環して配置されており、変化に富んだ風景が展開する「回遊式築山泉水庭園」です。池を中心にした回遊式庭園としての庭園形式は、江戸の大名庭園の先駆けとして後に造られる大名庭園にも大きな影響を与えました。中央に位置する「大泉水」をはじめ園内の多くの泉水は、神田上水によってまかなわれていました。武家屋敷の邸内を上水が流れる例はまれで、現在は「神田上水跡」にその痕跡を見ることができます。本画家・橋本雅邦が下絵を描いたと伝えられる障壁画などが残っています。現存する大広間を中心に巧緻を極めた当時の純和風建築をかいま見ることができます。大名庭園を一部踏襲する広大な庭は、建築様式と同時に和洋併置式とされ、「芝庭」をもつ近代庭園の初期の形を残しています。

戦後間もない昭和 20 年（1945）、GHQ に接収されますが、昭和 28 年に国有財産となり、返還後は最高裁判所司法研修所として使用（～ 1970 年）されました。昭和 36 年に洋館と撞球室が重要文化財に指定。昭和 44 年に和館大広間は洋館東脇にある袖塀とともに、平成 11 年（1999）に煉瓦塀を含めた敷地全体と実測図がそれぞれ重要文化財に指定されました。

「後楽園」の名称は、光圀が隣国明の儒学者で日本に亡命していた朱舜水の意見を取り入れ、宋の笵仲淹の『岳陽楼記』中から名づけられました。これは為政者の心得を説くもので、光圀も自らの政治的信条としました。

なお、当園は昭和 27 年（1952）3 月、文化財保護法によって特別史跡及び特別名勝として国の文化財に指定されています。特別史跡と特別名勝の重複指定を受けているのは、都立庭園では浜離宮恩賜庭園と当園の二つだけです。

画像及び文章素材提供：公益財団法人東京都公園協会